

交通工学会認定 TOP

(トラフィック オペレーションズ プラクティシヨナ)

新規登録の手引

2017年2月版

一般社団法人 交通工学会

資格委員会

目次

1. はじめに	2
2. 登録申請手順	2
(1) 登録手数料の支払いのオンライン手続き	3
(2) 関係書類の提出	4
3. 「交通工学会認定 TOP 登録証」が届くまで	5
(1) 関係書類の確認	5
(2) 「交通工学会認定 TOP 登録証」の受領	5
4. 新規登録の有効期間等	6

1. はじめに

「交通工学研究会認定 TOP 資格試験」に合格した人が「交通工学研究会認定 TOP」となるには、「道路交通技術資格認定制度施行規程」（以下、「施行規程」）に基づき、一般社団法人 交通工学研究会（以下、「研究会」）に登録の申請をして登録証の交付を受ける必要があります。

ただし、登録の有効期間を過ぎた場合は「交通工学研究会認定 TOP」の登録資格は失効します。また、「交通工学研究会認定 TOP」の登録が有効な期間中に、「交通工学研究会認定 TOE」に登録した場合には、前者の登録は無効となります。

なお、この手引には新規に登録する場合についてのみ記してあります。登録の更新に関しては「TOP/TOE 資格登録更新の手引」を御覧ください。

「交通工学研究会認定 TOP 登録簿」に登録された申請者は、その登録日をもって「交通工学研究会認定 TOP」と称することができます。また、名刺等への印刷表示に際しては、以下のようにして下さい。（いずれを用いてもかまいません。また、[]（ ）の使い分けに注意して下さい。）

正式名称：交通工学研究会認定 TOP

日本語表記：TOP [交通技術資格者] (交通工学研究会)

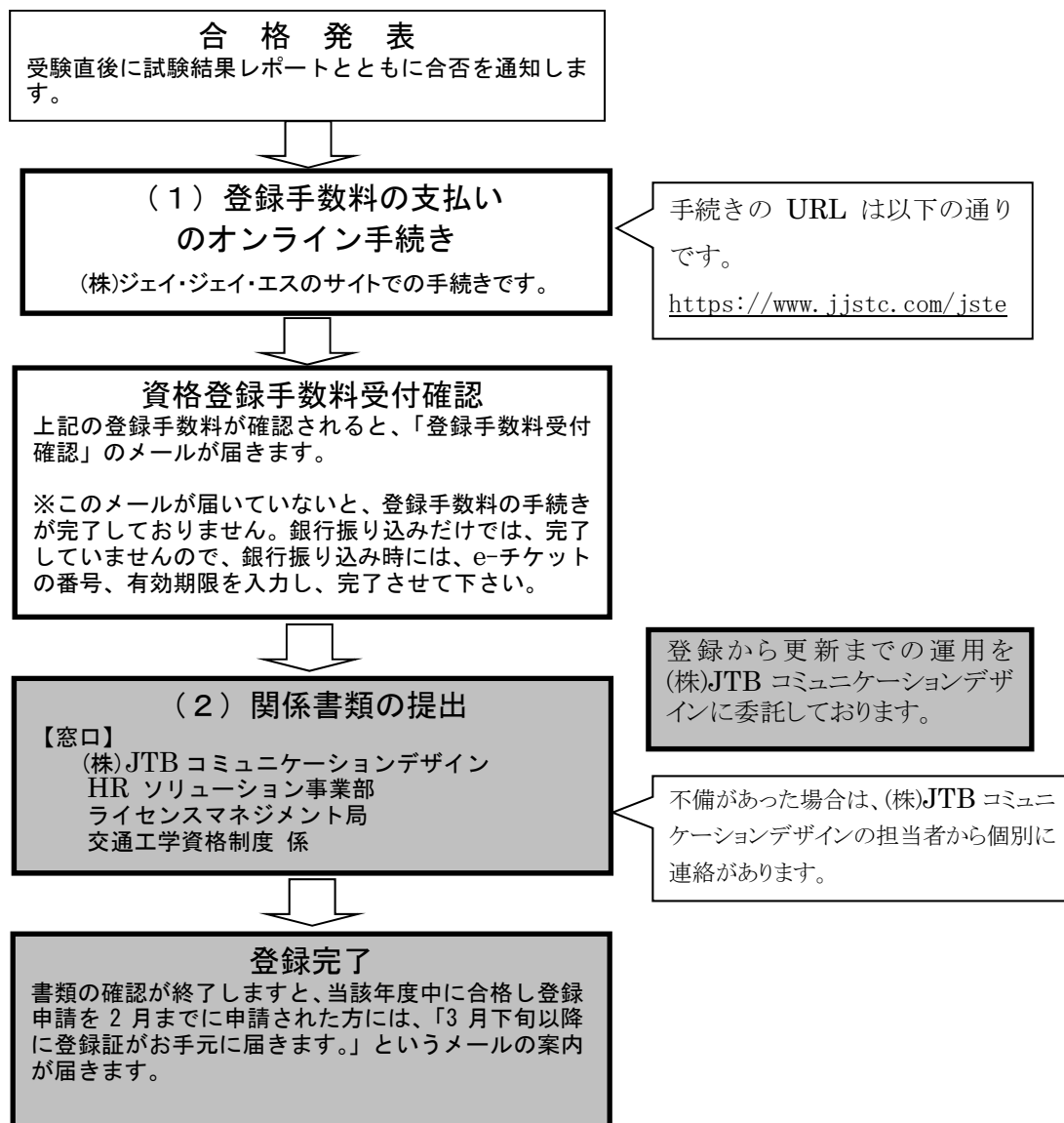
2. 登録申請手順

登録証の交付申請は、まずは、登録手数料の支払いのオンライン手続き（**株ジェイ・ジェイ・エスのサイト**）を行い、次に「交通工学研究会認定 TOP 新規登録申請書」等を提出して頂きます。

- ① 登録手数料の支払いのオンライン手続き・・・**株ジェイ・ジェイ・エスのサイト**での手続きです。受験手続きと同じサイトです。
- ② 上記の登録手数料が確認されると、「登録手数料受付確認」のメールが届きます。
注) このメールが届いていないと、登録手数料の手続きが完了しておりません。
銀行振り込みだけでは、完了しませんので、銀行振り込み時には、e-チケットの番号、有効期限を入力し、完了させて下さい。
- ③ 関係書類の提出・・・**株JTB コミュニケーションデザイン HR ソリューション事業部 ライセンスマネジメント局 交通工学資格制度係**（以下、「JCD」）が、ここからの窓口になります。
- ④ 関係書類の確認・・・不備があった場合は、JCD より個別にご連絡いたします。
- ⑤ 「交通工学研究会認定 TOP 登録証」がお手元に届きます。・・・TOP 合格年度中の8月～翌2月末までに申請書類の確認が終了しますと、JCD より「【交通工学研究会】TOP 登録申請書受領のご連絡」のメールを差し上げます。例年、3月下旬に登録証を発送しております。

なお、当該年度より前に合格された方は、本手引書「4. 新規登録の有効期間等」に記載してありますので、そちらをご確認下さい。

交通工学研究会認定TOPの資格取得までのフロー



(1) 登録手数料の支払いのオンライン手続き ((株)ジェイ・ジェイ・エスのサイト)

(株)ジェイ・ジェイ・エスのサイトでの手続きです。受験手続きと同じサイトです。

特に、銀行振り込み時は、注意が必要です。銀行振り込みだけでは、登録の手続きが完了していませんので、銀行振り込み時には、e-チケットの番号、有効期限を入力し、完了させて下さい。

登録手数料の支払いのオンライン手続きが完了した場合は、「登録手数料受付確認」のメールが届きますので、必ず確認して下さい。

登録手数料は、TOP の場合は一般 15,428 円 (税抜価格 14,286 円)、学生 7,200 円 (税抜価格 6,667 円) であります。

(2) 関係書類の提出 (JCD)

1) 提出書類

① 交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書 (登録様式)

② 住民票の抄本または外国人登録証明書 1部

注) 必ず簡易書留封筒 (角 2) で送付して下さい。

2) 提出先

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン HR ソリューション事業部
ライセンスマネジメント局 交通工学資格制度係

〒105-8335 東京都港区芝 3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング 13 階

TEL 03-5657-0621 Email jjstc@jtbcom.co.jp

(2016 年 4 月 1 日より JTB コミュニケーションデザインは ICS コンベンションデザインから社名・住所・電話番号・Eメールが変更となりました)

3) 交通工学研究会認定 TOP/TOE 新規登録申請書 (登録様式)

本手引き巻末に登録様式を掲載してあります。また、登録様式記載時に必要なコード表も掲載してありますので参考にして下さい。

なお、登録様式は、試験合格者に案内されるインターネット

http://www.jste.or.jp/toptoe/toroku/toptoe_snkitrk.pdf からダウンロードして頂き、必要事項の記入と署名をして下さい。

<記入方法>

★印を付した記入項目に関しては、業務委託先 JJS のインターネットサイトで「受験者 ID」取得時に入力した内容と同一内容をご記入下さい (変更があった場合は、最新情報で結構です)。

① 受験番号 (JJSID) ★と資格試験に合格した年月日

合格通知に基づき正確に記入して下さい。

② 氏名★ (日本語、ローマ字)、生年月日、性別、交通工学研究会会員種別

氏名及び生年月日を略さずに正確に書いて下さい。また、ローマ字表記の氏名も記入し、該当欄の男女いずれかに○印を付けて下さい。一般社団法人交通工学研究会の個人会員である場合は、個人会員番号を記入して下さい。未入会の場合は「未入会」欄を選んで下さい (*交付日の欄は記入不要です)。

③ (JJS「受験者 ID 取得」時に「個人登録」を選んだ場合★) 現住所 (自宅)

郵便番号、都道府県、市区町村、番地、ビル・マンション名まで略さずに正確に記入して下さい。現住所の都道府県コードを巻末の表-1 を参考に記入して下さい。

④ 電話と Email

自宅固定電話または携帯電話の番号を記入して下さい。また、事務局との多くのやり取りに Email を使いますので、Email 欄には確実に受信できるアド

レスをはっきり読み取れるように記載して下さい。念のため2つ目のアドレスを追加 Email 欄に記載することもできます。

⑤勤務先・組織、または学校（JJS「受験者 ID 取得」時に「個人登録」以外を選んだ場合★）

勤務先等コード欄には、巻末の表-2を参考に記入して下さい。また勤務先等住所の都道府県コード欄には、巻末の表-1を参考に記入して下さい。

a) 学生の場合

枠線内の「所属する勤務先・組織、または学校」を連絡先として選ぶことが可能です。記入する場合は、学校名・学部・学科・学年・学校所在地、および確実に郵便物が受領できるよう指導教員名や研究室名を必ず明記して下さい。

b) 勤務先・組織の場合

本社等以外の支社や事業所等に勤務する場合は、支社や事業所等名を明記し、勤務先住所も支社や事業所等の所在地として下さい。

⑥連絡先

自宅と勤務先・組織等の両方の欄に記載した場合は、必ず自宅・勤務先の何れか一つを指定して下さい。

⑦確認事項

これは「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」で定められた資格登録ができない条件に該当しないことを確認するものです。事実適合する項目を選択して下さい。

⑧登録番号と登録有効期限

記入しないで下さい（事務局で記入します）。

⑨本人署名欄

①～⑧までの記載事項を確認の上、申請年月日を記入し、必ず署名して下さい。

3. 「交通工学研究会認定 TOP 登録証」が届くまで

(1) 関係書類の確認

関係書類をJCDに提出します。不備があった場合は、JCDより個別にご連絡します。

(2) 「交通工学研究会認定 TOP 登録証」の受領

TOP 合格年度中の8月～翌2月末までに申請書類の確認が終了しますと、JCDより「【交通工学研究会】TOP 登録申請書受領のご連絡」のメールを差上げます。また、例年3月下旬に、登録証を発送しております。当該年度より前に合格された方は、下記「4. 新規登録の有効期間等」に記載しておりますので、そちらをご確認下さい。

申請された方には、3月中旬以降に登録証のお手元に届きます。というメールの案内が届きます。また、毎年3月下旬に、発送しております。

当該年度より前に合格された方は、下記「4. 新規登録の有効期間等」に記載しておりますので、そちらをご確認下さい。

問合せ先

株式会社 JTBC コミュニケーションデザイン HR ソリューション事業部
ライセンスマネジメント局 交通工学資格制度係

〒105-8335 東京都港区芝 3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング 13 階

TEL 03-5657-0621 Email jjstc@jtbcom.co.jp

4. 新規登録の有効期間等

「交通工学研究会認定 TOP 登録簿」に登録された申請者は、原則としてその登録日（登録証の交付日）をもって、「交通工学研究会認定 TOP」と称することができます。ただし、有効期間満了日までに更新の手続きをとらなければ、登録資格が登録簿から抹消されます。なお、登録の更新に関しては「**TOP/TOE 資格登録更新の手引**」を御覧下さい。

登録された交通工学研究会認定 TOP 資格の有効期間は、以下のようになります。

- 1) 「交通工学研究会認定 TOP 資格試験」の合格通知年月日以降最初の 4 月 1 日までに新規登録を行った場合の登録有効期間満了日は、登録日に関わらず、合格通知年月日以降最初の 4 月 1 日から起算して 4 年後の 3 月 31 日とします。
- 2) 登録申請が遅れて、合格通知年月日以降最初の 4 月 1 日以降に登録申請した場合でも、次の年の 4 月 1 日以前であれば、登録有効期間満了日は 1) と同じです。

注：例えば、平成 28 年 9 月に受験して合格した場合で、登録証交付日が平成 30 年 1 月となった場合には、登録の有効期間満了日は平成 30 年 1 月から起算して 4 年を超えない最後の 3 月 31 日、すなわち平成 33 年 3 月 31 日です。

- 3) さらに登録申請が遅れて、合格通知年月日以降最初の 4 月 1 日から 1 年以上経過しても、4 年後の 3 月 31 日までに登録申請すれば、登録は登録証交付日から有効となり、この交付日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日が有効期間満了日となります。

注：例えば、平成 28 年 9 月に受験して合格した場合で、登録証交付日が平成 30 年 10 月となった場合には、登録は登録証交付日から有効となり、登録の有効期間満了日は平成 30 年 10 月から起算して 4 年を超えない最後の 3 月 31 日、すなわち平成 34 年 3 月 31 日です。

- 4) 合格通知年月日以降最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日までに登録を行わなかった場合は、この 3 月 31 日をもって新規登録を申請できる権利を失います。

注：例えば、平成 28 年 9 月に受験して合格した場合で、新規登録を申請できるのは、この合格した日から、その日以降最初の 4 月 1 日から起算して 4 年後の 3 月 31 日まで、すなわち平成 33 年 3 月 31 日までとなります。

- 5) なお、登録有効期間満了日までに新規登録を行い、かつ、資格の登録の有効期間中に所定の CPD 単位を取得しなければ、原則として登録の更新はできませんので十分に注意して下さい。・・・「**TOP/TOE 資格登録更新の手引**」参照

早見表（平成版）

合格年度 (合格通知年月日)	申請書類提出日	登録証交付日	登録証の有効期間 満了日（4年間）	新規登録申請の失効
平成28年9月	平成28年9月～平成29年4月末	平成29年4月1日	平成33年3月31日	平成33年4月1日
	平成29年5月1日～	平成29年5月1日～		
	平成30年1月1日～	平成30年1月1日～	平成34年3月31日	
	平成30年4月1日～	平成30年4月1日～		
	平成30年10月1日～	平成30年10月1日～		
平成33年3月1日～	平成33年3月1日～	平成36年3月31日		

早見表（西暦版）

合格年度 (合格通知年月日)	申請書類提出日	登録証交付日	登録証の有効期間 満了日（4年間）	新規登録申請の失効
2016年9月1日	2016年9月～2017年4月末	2017年4月1日	2021年3月31日	2021年4月1日
	2017年5月1日～	2017年5月1日～		
	2018年1月1日～	2018年1月1日～	2022年3月31日	
	2018年4月1日～	2018年4月1日～		
	2018年10月1日～	2018年10月1日～		
2021年3月1日～	2021年3月1日～	2024年3月31日		

(登録様式)

交通工学研究会認定 TOP・TOE 新規登録申請書

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

交通工学研究会認定 (TOP・TOE) の登録証の交付を申請します。
※いずれかに○をつけてください

申請年月日：平成 年 月 日

表 1 参照

受験番号 (JUSID)			合格年月日	平成 年 月 日
TOP 登録番号			※TOE 受験者で TOP 登録済みの場合のみ記載して下さい	
氏名	日本語	(姓) (名)	生年月日	西暦 年 月 日生
	ローマ字	(Family name) (First name)	性別	0:男 1:女
(社)交通工学研究会の個人会員種別	正会員 学生会員 木入会	会員の場合は 会員番号	*交付日 平成 年 月 日	
	〒			
現住所 (自宅)	(マンション、アパート名等)			
(TEL 自宅)			(TEL 携帯)	
Email (必須)			追加 Email (任意)	
所属する 勤務先・組織、 または学校	名称フリガナ			
	名称・学校名	勤務先等コード		
	身分	勤務先等コードが 51~55 の場合のみ、教員・職員が学生 のどちらかを指定してください。 イ. 教員・職員 ロ. 学生		
	支社・事業所 学部学科等			
	勤務先・学校 住所	〒	(TEL)	内線
連絡先	通常の連絡先として、自宅または所属する勤務先のどちらかを指定して下さい。		イ. 自宅	ロ. 勤務先
確認事項	交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則 第 14 条第 1 項 (1) の規程により交通工学研究会認定 TOP または TOE の登録簿から抹消され、その抹消から 2 年以内である。		イ. いいえ	ロ. はい
*登録番号	第 -	号	*登録有効期限	西暦 年 月 日

表 2 参照

注) 1. *印のある欄は記載しないこと。

私は、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽していないことを誓います。

平成 年 月 日 署名 _____

表－1 都道府県コード

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	50	その他

表－2 勤務先等コード

コードの数字は連続していませんので御注意下さい。

コード	勤務先等	コード	勤務先等
01	建設コンサルタント	02	都市計画コンサルタント
03	測量・航測会社	04	ソフトウェア会社
05	建設会社・道路会社	09	その他の民間会社
11	中央官公庁(道路関係)	12	中央官公庁(警察関係)
13	中央官公庁(運輸関係)	14	中央官公庁(環境関係)
19	中央官公庁(その他関係)	—	—
21	自治体関係(道路関係)	22	自治体関係(警察関係)
23	自治体関係(運輸関係)	24	自治体関係(環境関係)
29	自治体関係(その他関係)	—	—
31	財団法人・社団法人(中央官公庁関係)	32	財団法人・社団法人(自治体関係)
39	財団法人・社団法人(その他関係)	—	—
41	高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(道路関係)	49	高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(その他関係)
51	工業高校	52	高校(普通科・その他)
53	高等専門学校	54	大学院・大学・短大
55	専門学校等	—	—
61	研究機関(中央官公庁関係)	62	研究機関(高速道路会社*・独立行政法人関係)
69	研究機関(その他関係)	—	—
99	その他	—	—

*：道路関係4公団